

【食育基本法の体系】

【目的】

第1条

第1条 目的

- ① 健康で文化的な国民の生活
- ② 豊かで活力ある社会の実現

【基本理念】

第2条～第8条

七つの基本理念

第2条 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

- ① 食に関する適切な判断力
- ② 生涯にわたる健全な判断力
- ③ 国民の心身の健康・豊かな人間形成

第3条 食に関する感謝の念と理解

- ① 感謝の念
- ② 理解

第4条 食育推進運動の展開

- ① 多様な主体の参加と協力
- ② 全国における展開

第5条 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割

- ① 保護者の認識
- ② 教育、保育関係者の認識

第6条 食に関する体験活動と食育推進活動の実践

- ① 食に関する体験活動
- ② 自らの食育活動
- ③ 食に関する理解

第7条 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献

- ① 食料需給の国民理解
- ② 生産者・消費者交流
- ③ 農山漁村の活性化
- ④ 食料自給率の向上

第8条 食品の安全性の確保等における食育の役割

- ① 食品の安全性等情報提供・意見交換
- ② 食に関する知識と理解の増進
- ③ 適切な食生活の実践
- ④ 国際的な連携

【関係者の責務】

第9条～第13条

第9条 国の責務

第10条 地方公共団体の責務

第11条
・教育関係者等の責務
・農林水産省等の責務

第12条 食品関連事業者等の責務

第13条 国民の責務

【法制上の措置及び年次報告】

第14条・第15条

第14条 法制上の措置等
① 法制上の措置
② 財政上の措置

【食育推進基本計画等】

第16条～第18条

第15条 年次報告
① 食育施策報告書

第17条
① 都道府県食育推進計画

第16条
① 食育推進基本計画

第18条
① 市町村食育推進計画

【基本的施策】

第19条～第25条

基本的施策(国及び地方公共団体)

- 第19条 家庭における食育の推進
- 第20条 学校、保育所等における食育の推進
- 第21条 地域における食生活の改善のための取組の推進
- 第22条 食育推進運動の展開
- 第23条 生産者と消費者の交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- 第24条 食文化の継承のための活動への支援等
- 第25条 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

【食育推進会議等】

第26条～第33条

第26条～第31条
① 食育推進会議

第32条
① 都道府県食育推進会議

第33条
① 市町村食育推進会議

七つの基本的施策